

事務局からのお知らせ

会員サイトの変更

会員サイトのURLが変更になりました。

8/12～8/16にサーバーの入替とメンテナンスを行いました。
会員サイトのURLが変更になりました。ブックマークされている場合は、下記に変更してください。

<https://www.fukushiniigata.or.jp/mms/member/>

会員サイトには最低月1回ログインしてください。

締日前に「**掛金確認**」で請求人数を確認し、届出漏れがないようにしてください。
会員サイト上部に重要なお知らせを表示していますので、ご確認ください。
月1回程度、**一斉メール**で重要なお知らせを送ることがありますので、こちらもご覧ください。

Q&Aをリニューアルしました。

会員サイトのメニューのQ & Aをリニューアルしました。
よくある質問を中心に記載してあります。
お問い合わせ前に、こちらもご利用ください。



3月退職者の給付状況のご報告

4月末までに県社協に到着した書類の処理状況

| | 令和2年 | 令和3年 |
|---------|-------|-------|
| 退職書類受理数 | 852 件 | 807 件 |
| 銀行へ送付完了 | 5/13 | 5/7 |
| 退職金給付完了 | 6/1 | 5/26 |

このように3月退職でも、書類到着後**1ヶ月程度で退職金が給付**されています。
今年は退職者が少なかったこともありますが、**書類の不備が少なく**、スムーズに処理を進めることができました。
担当者の皆様、ご協力ありがとうございました。
今後も給付までの日数短縮に努めてまいります。

制度の改正

職員は毎月加入できるようになりました。

職員の新規加入は、4月と10月に限定していましたが、令和3年4月から毎月1日に加入できるようになりました。
中途採用で、加入資格を満たす場合、すぐに加入することができます。

<注意！>

加入を忘れていた場合、3か月以内であれば、遡って加入できますが、新規加入の登録をした場合、**締日を過ぎると加入の取消はできません。**（1ヶ月分掛金を負担していただきます。）

加入資格がないのに登録してしまったという問合せが非常に多いので、十分ご注意ください。

脱退書類の提出についての注意事項

1. 脱退書類は事業所で必ず記入内容をご確認ください。

退職金の支払者は事業所です。内容に間違いがないことを確認して県社協、三井住友信託銀行に給付を依頼してください。

2. 訂正印は不要です。

給付依頼書(三井住友信託銀行宛)は、受給権者の訂正印は不要です。県社協会長印で訂正しますので、個人印は押さないでください。

3. 書類は事業所から郵送してください。

コロナ禍でもありますし、受付作業の迅速化のためにも**持参や本人からの提出はお控えください。**

4. 原則として退職後に書類を送付してください。

3月末退職の場合は、退職前に書類の送付を受け付けます。それ以外は退職後に送付されても給付日に変わりはありません。紛失の恐れがありますので、原則として**退職後にご送付ください。**

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主事 清川 祐介 / 嘱託 栃堀 美子
TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528
MAIL:soumu@fukushiniigata.or.jp